

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令の一部を改正する政令の概要

1. 概要

2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書（以下「改正協定」という。）を実施するため、一般競争入札について公告をする事項を追加するほか、所要の規定の整備を行うこととするもの。

2. 改正の内容

改正協定を実施するため、以下の改正を行うもの。

(1) 一般競争入札について公告をする事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条において、一般競争入札について公告をする事項を規定しているが、これに「競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所」を追加する。

(2) 指名競争入札に付する場合における指名する者に通知しなければならない事項

新たに特例政令第7条第2項を新設し、指名競争入札に付する場合において、指名する者に通知しなければならない事項を規定する。

(3) その他、改正協定の実施に必要な所要の改正を行う。

3. 今後の予定

・施行日 改正協定が日本国について効力を生ずる日